

議案第24号

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立成城みつ池広場を設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の部世田谷区立三本杉広場の項の次に次のように加える。

世田谷区立成城みつ池広場	東京都世田谷区成城四丁目20番20号
--------------	--------------------

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。